

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下、平成22年度及び平成23年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、さらに平成22年11月27日をもって社会福祉振興助成事業に関する業務を統合したものです。

平成23年度の経常収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金や利子補給金、助成費補助金等の国からの財源措置により62,004百万円、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により63,950百万円となっております。

これまで、一般勘定においては、福祉医療貸付事業にかかる直接的な経費（借入金利息等）と貸付金利息収入との損益差に対して、国から利子補給金が措置され、その他の事務的経費や人件費等の間接的な経費に対しては、運営費交付金が措置されており、決算において利子補給金又は運営費交付金に残余が生じた場合であっても当期利益が発生しない仕組みとなっておりましたが、平成23年度においては、東日本大震災からの復旧・復興に係る貸付の優遇措置を講じたことにより、経常損失は1,945百万円となっております。また、長寿・子育て・障害者基金の廃止に伴う同勘定における平成22年度の利益剰余金を臨時損失として国庫納付したこと等により、当期総損失は4,270百万円となっております。

なお、東日本大震災により被災した施設の復旧・復興支援として貸付条件の優遇措置を講じたことにより発生する損失については、平成23年度補正予算において措置された政府出資金（第1次100億円、第2次40億円及び第3次2億円）により財務基盤を強化しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成22年度	平成23年度	科目	平成22年度	平成23年度
経常費用	63,910	63,950	経常収益	63,932	62,004
福祉医療貸付業務費	61,899	59,870	運営費交付金収益	2,852	3,071
経営指導業務費	293	279	福祉医療貸付事業収入	54,939	51,902
福祉保健医療情報サービス業務費	695	522	経営指導事業収入	48	40
社会福祉振興助成業務費	222	2,222	福祉保健医療情報サービス事業収入	26	18
一般管理費	800	905	補助金等収益	5,715	6,564
雑損	—	148	資産見返運営費交付金戻入	227	222
			財務収益	83	23
			雑益	39	160
臨時損失	2,480	2,329			
当期純利益（又は当期純損失）	△2,458	△4,275			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	5			
当期総利益（又は当期総損失）	△2,456	△4,270			

(2) 長寿・子育て・障害者基金勘定

平成22年5月28日に成立した独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平22年法律第37号）附則第23条に基づき、同法の施行日である平成22年11月27日をもって長寿・子育て・障害者基金勘定は一般勘定に統合されたことから、平成22年度に計上した当期総利益2,325百万円については平成23年度中に一般勘定より国庫納付しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成22年度	平成23年度	科目	平成22年度	平成23年度
経常費用	3,128	—	経常収益	5,461	—
社会福祉事業振興業務費	—	—	基金事業運用収入	2,451	—
社会福祉振興助成業務費	3,061	—	補助金等収益	2,906	—
一般管理費	67	—	財務収益	1	—
			雑益	101	—
臨時損失	152,316	—	臨時利益	—	—
当期純利益（又は当期純損失）	8	—			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,325	—			
当期総利益（又は当期総損失）	—	—			

(3) 共済勘定

平成 23 年度の経常収益は 85,824 百万円であり、経常費用は 83,947 百万円となっております。また、法令に基づく引当金等に係る臨時利益は 4,268 百万円、臨時損失は 6,146 百万円となっており、当期損益は 0 となっております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 22 年度	平成 23 年度	科目	平成 22 年度	平成 23 年度
経常費用	79,863	83,947	経常収益	87,166	85,824
退職手当共済業務費	79,755	83,843	運営費交付金収益	558	526
一般管理費	107	103	退職手当共済事業収入	41,764	43,659
			補助金等収益	44,818	40,246
			財源措置予定額収益	—	1,375
			資産見返運営費交付金戻入	24	16
臨時損失	10,684	6,146	臨時利益	3,381	4,268

(4) 保険勘定

平成 23 年度の経常収益は 22,945 百万円、経常費用は 21,252 百万円となっております。

また、臨時損失として心身障害者扶養保険責任準備金繰入を 3,843 百万円計上したことにより、当期総損失は 2,150 百万円となっております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 22 年度	平成 23 年度	科目	平成 22 年度	平成 23 年度
経常費用	21,202	21,252	経常収益	22,061	22,945
心身障害者扶養保険業務費	21,167	21,214	運営費交付金収益	103	105
一般管理費	34	37	心身障害者扶養保険事業収入	21,955	22,836
			資産見返運営費交付金戻入	2	2
臨時損失	2,322	3,843			
当期純利益 (又は当期純損失)	△1,463	△2,150			
当期総利益 (又は当期総損失)	△1,463	△2,150			

(5) 年金担保貸付勘定

平成 23 年度の経常収益は、年金担保貸付金利息収入等により 3,093 百万円、経常費用は業務委託費等により 3,058 百万円となっております。その結果、当期総利益 58 百万円を計上しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 22 年度	平成 23 年度	科目	平成 22 年度	平成 23 年度
経常費用	3,795	3,058	経常収益	3,601	3,093
年金担保貸付業務費	3,711	2,976	年金担保貸付事業収入	3,597	3,091
一般管理費	84	81	資産見返運営費交付金戻入	2	1
			財務収益	0	0
			雑益	1	0
当期純利益 (又は当期純損失)	△194	40	臨時利益	—	5
前中期目標期間繰越積立金取崩額	26	17			
当期総利益 (又は当期総損失)	△167	58			

(6) 労災年金担保貸付勘定

平成 23 年度の経常収益は、労災年金担保貸付金利息収入等により 40 百万円、また、臨時利益として貸倒引当金戻入益を 0 百万円計上し、収益の部全体で 40 百万円となっております。

一方、経常費用は業務委託費等により 38 百万円となっております。その結果、当期総利益 2 百万円を計上しており、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 22 年度	平成 23 年度	科目	平成 22 年度	平成 23 年度
経常費用	41	38	経常収益	41	40
労災年金担保貸付業務費	38	35	労災年金担保貸付事業収入	40	39
一般管理費	2	2	財務収益	0	1
			雑役	0	0
当期純利益（又は当期純損失）	1	2	臨時利益	1	0
当期総利益（又は当期総損失）	2	2			

(7) 承継債権管理回収勘定

平成 23 年度の経常収益は、年金住宅資金等貸付金利息収入等により 59,704 百万円、経常費用は、業務委託費等により 3,143 百万円となっております。その結果、当期総利益 56,600 百万円を計上しております。

なお、この当期総利益については、当期末処分利益として、平成 22 年度と同様に通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金に整理を行った後、平成 24 年 7 月 10 日に機構法附則第 5 条の 2 第 6 項から第 8 項及び同法施行令附則第 5 条の 2 第 2 項から第 6 項の規定に基づき、その全額を国庫返納しています。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 22 年度	平成 23 年度	科目	平成 22 年度	平成 23 年度
経常費用	3,247	3,143	経常収益	70,015	59,704
承継債権管理回収業務費	3,101	3,013	承継債権管理回収業務収入	69,137	59,185
一般管理費	146	129	資産見返運営費交付金戻入	52	49
			財務収益	821	465
			雑益	3	3
当期純利益（又は当期純損失）	66,827	56,600	臨時利益	60	39
当期総利益（又は当期総損失）	66,827	56,600			

(8) 承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 20 年度から休止しております。

2. 将来展望と対処すべき課題

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来の中で、国民一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができる社会を築くためには、支え合いの仕組みである社会保障の基盤を揺るぎないものにしていく必要があります。このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりのための施策が進められています。

このような状況において、福祉の分野では2015年には「団塊の世代」がすべて65歳以上となり、2025年には75歳以上の高齢者が現在の1千万人から2千万人に倍増することが見込まれるなど、高齢者の尊厳を支えるサービス基盤の整備が一層進展すると考えられ、特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進や認知症高齢者に対応した小規模・多機能型サービス拠点の整備、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続してできるような地域密着型サービス拠点の整備、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤の整備などが重要な政策課題となっていくと見られます。

また、医療の分野においても主要な疾病・病態ごとに各地域において医療機関の連携を取り、それぞれの機能を担う医療機関を具体的に医療計画に定めることとしたところであり、各地域のニーズにあった医療機関の必要性の程度に応じた療養病床の再編成が進展すると考えられ、産科や小児科、救急医療などの拠点病院の整備、医療機関相互の連携や急性期から回復期、慢性期、在宅療養へと至る医療の各段階や疾病に応じた医療機関の整備・配置、療養病床の老人保健施設等への転換などが重要な政策課題となっていくと見られます。

また、先進的、独創的な民間福祉活動や地域に密着したきめ細かな活動の振興及び支援を図るため、NPO等に対して資金助成を行うことは、ますます重要となっております。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、ますます重要となる役割を果たすべく、福祉施設や医療施設に対するご融資やNPO等への助成など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参る所存であります。

(1) 特殊法人改革への対応

当機構は、国民の健康と福祉の向上に資するため、良質な福祉、介護、医療サービス等を提供する国の施策と表裏一体となって事業を推進していくという重要な役割を担っております。

平成13年12月19日に、今後の特殊法人改革を方向付けるものとして、「特殊法人等整理合理化計画」が策定され、平成14年12月13日には「独立行政法人福祉医療機構法」が施行され、平成15年10月から「独立行政法人福祉医療機構」が発足しました。独立行政法人制度の下で、組織の使命を全うするため、中期計画に基づき一層の業務の効率化やサービスの向上に努めて参ります。

(2) 財政投融資制度改革への対応

財政投融資制度改革において、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まる。このため、特殊法人等は、まず、その資金を原則として自己調達することを検討し、各機関は財投機関債の発行に向けた最大限の努力を行う。」という骨子が示されております。こうした改革の趣旨を踏まえ、当機構では、平成13年度より財投機関債の発行を開始しております。

(3) 独立行政法人の見直しへの対応

- ① 当機構の組織・業務の見直しについては、平成18年12月7日に『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』が厚生労働省により作成されており、当該見直し案は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人等の見直しについて」により平成18年12月24日に政府・行政改革推進本部にて了解・決定されております。詳細につきましては、本説明書41～42ページの「発行者情報の部 第1発行者の概況 3. 事業の内容 (12)独立行政法人の見直し①」をご参照ください。
- ② 平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」において、独立行政法人等の改革を行うため「独立行政法人整理合理化計画」を作成することとされており、当機構の整理合理化計画に関しても、平成19年8月末に厚生労働省から行政改革推進本部へ提出されております。詳細につきましては、本説明書43ページの「発行者情報の部 第1発行者の概況 3. 事業の内容 (12)独立行政法人の見直し②」をご参照ください。

- ③ 当機構の「長寿・子育て・障害者基金」は、平成21年11月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については毎年度予算措置すること」との評価結果を受けました。この結果を踏まえ、基金を国庫に返納（長寿・子育て・障害者基金勘定を廃止）し、新たに「社会福祉振興助成費補助金」が創設されることとなりました（平成22年11月27日に一般勘定に統合）。これを受け、平成20年2月に定められた当機構の中期目標（第2期）及び中期計画（第2期）は、平成22年3月に変更されております。変更後の中期目標（第2期）及び中期計画（第2期）の内容は本説明書401～432ページの「発行者情報の部 第6発行者の参考情報 1. 独立行政法人福祉医療機構中期目標（第2期）（全文）」及び同「2. 独立行政法人福祉医療機構中期計画（第2期）（全文）」をご参照ください。
- ④ 平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において示された講ずべき措置の具体的内容を踏まえ、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を明示するため、平成20年2月に定められた当機構の中期目標（第2期）及び中期計画（第2期）は、平成23年3月に変更されております。変更後の中期目標（第2期）及び中期計画（第2期）の内容は本説明書401～432ページの「発行者情報の部 第6発行者の参考情報 1. 独立行政法人福祉医療機構中期目標（第2期）（全文）」及び同「2. 独立行政法人福祉医療機構中期計画（第2期）（全文）」をご参照ください。
- さらに、講ずべき措置に対する各府省及び独立行政法人の取組状況の確認として、フォローアップが実施され、平成24年8月17日に行政改革実行本部において結果報告がなされ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップ結果として公表されています。
- なお、フォローアップ結果につきましては、本説明書48～51ページの「発行者情報の部 第1発行者の概況 3. 事業の内容（12）独立行政法人の見直し④」をご参照ください。
- ⑤ 平成24年1月20日閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において示された講ずべき措置の具体的内容を踏まえ、高度なガバナンスの仕組みを検討するなど、更なる業務運営体制の強化に努めることとしております。詳細につきましては、本説明書51ページの「発行者情報の部 第1発行者の概況 3. 事業の内容（12）独立行政法人の見直し⑤」及び同「⑥」をご参照ください。

(4) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

(5) 業務管理（リスク管理）の充実

内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図るとともに、業務改善活動の活性化を図り、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図って参ります。

福祉医療貸付事業については、ALMシステムなどを活用して、金利リスクの抑制に努める他、併せて、個人情報保護に関する法律に基づき情報セキュリティ対策の充実を図って参ります。

(6) 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成19年度に策定した福祉医療貸付事業等の業務・システムの最適化計画に基づき、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減等を行っていくとともに、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図って参ります。

(7) 東日本大震災の被災者に対する迅速な対応

被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため一定期間無利子や融資率を100%とする等の優遇措置を講じるとともに、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和（償還期間を最大39年・据置期間を最大5年の延長、無担保貸付額の拡充等）、災害からの復興のための貸付条件の緩和措置（金利の引下げや融資率の拡大等）を講じており、そのための補正予算の対応として、第1次補正予算では貸付事業枠として1,700億円の財政融資資金を確保し、融資条件の優遇として出資金100億円の追加、第2次補正予算では、二重ローン問題への対応として出資金40億円の追加、さらに第3次補正予算では、医療施設耐震化等への対応として出資金2億円が追加されております。

当機構では、適切な業務運営に努めるため、こうした見直しや経費の節減を含めた業務運営の効率化を踏まえた第2期中期計画を策定するとともに、着実な実施に努めて参ります。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国のプラン・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第32条から第35条等により、各事業年度における業務の実績について主務省庁による評価委員会及び総務省組織令に基づく審議会の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、当機構の中期目標の終了時において評価委員会の意見を聴いたうえで、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

① 金利リスク等について

当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

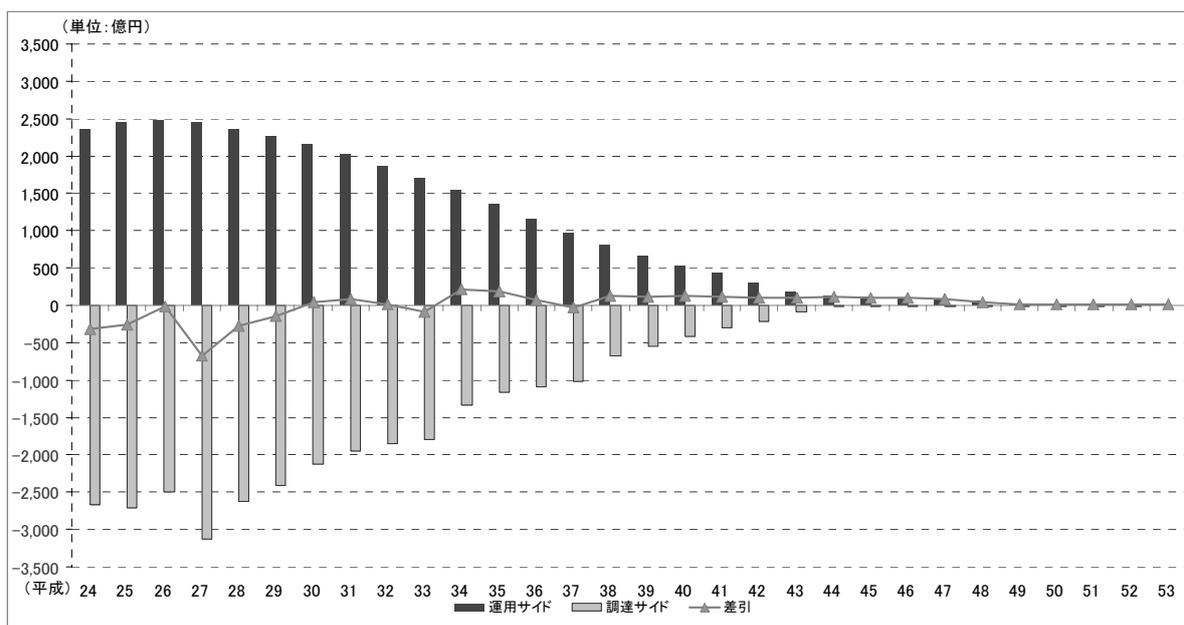
また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、事業団から承継された平成10年3月以前の貸付原資である財政融資資金借入金繰上償還が認められていないことから、再運用リスクがあり、当該リスクは当機構が負っております。しかし、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当該勘定が事業団から承継される以前の平成10年10月1日以降の貸付けから、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、当該リスクの軽減を図っております。

(参考：平成23年度における繰上償還額/23期首貸付金残高は、福祉貸付1.13%、医療貸付3.56%)

このように、金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、マチュリティアダー法、デュレーション等の金利リスク測定を活用し、ALMシステムの構築などリスク管理体制の充実に努めることとしております。

平成23年度末 貸付事業（一般勘定）のマチュリティアダーグラフ



<平成 23 年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド (貸付金)	調達サイド (借入金・債券)
○貸付金残高 福祉貸付 15,174 億円 医療貸付 16,848 億円 計 32,023 億円 (貸付金償還方法) 福祉貸付 ・元金均等年賦償還 (利息年 2 回) (注) 一部は医療貸付と同じ 医療貸付 ・元金均等 3 か月賦償還 (利息も同じ)	●借入金等残高 財政融資資金借入金 28,352 億円 民間借入金 32 億円 債券 (財投機関債) 2,270 億円 貸付受入金相当分 1,300 億円 計 31,956 億円 (財政融資資金借入金償還方法) 元金均等年 2 回償還 (利息も同じ) (民間借入金償還方法) 元金均等年 2 回償還 (利息も同じ) (債券償還方法) 満期一括償還 (利息年 2 回)
○貸付平均利回り 福祉貸付 1.64% 医療貸付 1.76% 計 1.71%	●借入金等平均利回り 財政融資資金借入金 1.85% 民間借入金 0.96% 債券 (財投機関債) 1.84% 計 1.84%
○貸付平均残余年数 福祉貸付 14.58 年 医療貸付 13.92 年 計 14.25 年	●借入金等平均残余年数 財政融資資金借入金 12.84 年 民間借入金 4.98 年 債券 (財投機関債) 6.60 年 計 12.37 年
○当初平均貸付期間 福祉貸付 22.83 年 医療貸付 21.92 年 計 22.50 年	●当初平均借入等期間 財政融資資金借入金 19.05 年 民間借入金 — 債券 (財投機関債) 10.00 年 計 18.41 年
○デュレーション 7.36	●デュレーション 6.71

② 貸倒リスクについて

(ア) 一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに貸付先の経営診断・指導を行うことにより延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

(イ) 年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり年金支給機関からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、借入希望者の多くが利用する財団法人年金融融資福祉サービス協会*による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

(ウ) 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものであります。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、平成 16 年度から年金担保貸付事業同様、財団法人年金融融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

※ 財団法人年金融融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、平成 23 年度における貸付利用者のうち 99.9% (年金担保貸付 99.9%、労災年金担保貸付 99.9%) が当制度を利用しております。

<貸付事業における債権分類について>

一般勘定においては、平成10年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては平成13年度から、労災年金担保貸付勘定においては、平成16年度から、それぞれ業務の開始に伴い開示しております。

(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分		平成22年度	平成23年度
破綻先債権額	(A)	4,555	5,263
うち6箇月以上延滞債権額	(B)	4,536	5,263
延滞債権額	(C)	27,153	51,152
3箇月以上延滞債権額	(D)	2,801	386
貸出条件緩和債権額	(E)	49,011	44,331
合計=(A)+(C)+(D)+(E)	(F)	83,521	101,134
総貸付残高	(G)	3,133,470	3,202,303
比率 (F)/(G)×100		2.67%	3.16%
(参考) {(B)+(C)} / (G)×100		1.01%	1.76%

(年金担保貸付勘定)

(単位:百万円)

区 分		平成22年度	平成23年度
破綻先債権額	(A)	113	111
うち6箇月以上延滞債権額	(B)	72	64
延滞債権額	(C)	111	92
3箇月以上延滞債権額	(D)	44	57
貸出条件緩和債権額	(E)	23	25
合計=(A)+(C)+(D)+(E)	(F)	293	287
総貸付残高	(G)	190,363	179,318
比率 (F)/(G)×100		0.15%	0.16%
(参考) {(B)+(C)} / (G)×100		0.10%	0.09%

(労災年金担保貸付勘定)

(単位:百万円)

区 分		平成22年度	平成23年度
破綻先債権額	(A)	17	15
うち6箇月以上延滞債権額	(B)	12	12
延滞債権額	(C)	11	9
3箇月以上延滞債権額	(D)	2	2
貸出条件緩和債権額	(E)	2	1
合計=(A)+(C)+(D)+(E)	(F)	33	28
総貸付残高	(G)	4,805	4,415
比率 (F)/(G)×100		0.71%	0.65%
(参考) {(B)+(C)} / (G)×100		0.49%	0.51%

(承継債権管理回収勘定)

(単位:百万円)

区 分		平成22年度 (内機関保証付債権額)	平成23年度 (内機関保証付債権額)
破綻先債権額	(A)	11,240 (9,994)	10,913 (9,791)
うち6箇月以上延滞債権額	(B)	869 (101)	779 (103)
延滞債権額	(C)	12,335 (2,128)	10,999 (1,456)
3箇月以上延滞債権額	(D)	10,693 (10,169)	9,503 (9,052)
貸出条件緩和債権額	(E)	61,826 (44,808)	58,398 (41,567)
合計=(A)+(C)+(D)+(E)	(F)	96,096 (67,102)	89,815 (61,868)
総貸付残高	(G)	1,736,804	1,490,403
比率 (F)/(G)×100		5.53%	6.03%
【機関保証付債権を除いた比率】		1.67%	1.88%
(参考) {(B)+(C)} / (G)×100		0.76%	0.79%
【機関保証付債権を除いた比率】		0.63%	0.69%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- | | |
|------------------|--|
| (A) 破綻先債権額 | 会社更生開始、再生手続開始、破産、清算等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付残高をいいます。 |
| (B) うち6箇月以上延滞債権額 | 破綻先債権額(A)のうち、弁済期限6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高をいいます。 |
| (C) 延滞債権額 | 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高で破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。 |
| (D) 3箇月以上延滞債権額 | 弁済期限を3箇月以上6箇月未満経過して延滞となっている貸付残高で、破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。 |
| (E) 貸出条件緩和債権額 | 経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(元本の返済猶予、一部債権放棄など)を行った貸付残高で、破綻先債権額(A)、延滞債権額(C)及び3箇月以上延滞債権額(D)に該当しないものをいいます。 |

注2) 一般勘定における総貸付残高(G)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- | | |
|--------------|------------|
| ・平成22年度貸付受入金 | 104,432百万円 |
| ・平成23年度貸付受入金 | 130,095百万円 |

注3) 承継債権管理回収勘定における総貸付残高(G)には、以下の仮受金が含まれております。

- | | |
|------------|----------|
| ・平成22年度仮受金 | 1,244百万円 |
| ・平成23年度仮受金 | 1,222百万円 |

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

<貸出金の自己査定について>

当機構における平成 23 年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりであります。

(一般勘定)

(単位:件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	14,518	2,900,792
	要注意先	219	112,277
		要管理先以外	144
	要管理先	75	45,163
	計	14,737	3,013,069
貸倒懸念債権	破綻懸念先	125	47,934
破産更生債権等	実質破綻先	34	5,940
	破綻先	28	5,263
	計	62	11,204
合 計		14,924	3,072,208

(年金担保貸付勘定)

(単位:件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	361,353	179,205
	要注意先	11	5
		要管理先以外	10
	要管理先	1	1
	計	361,364	179,211
貸倒懸念債権	破綻懸念先	3	1
破産更生債権等	実質破綻先	13	7
	破綻先	104	98
	計	117	106
合 計		361,484	179,318

(労災年金担保貸付勘定)

(単位:件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	5,829	4,396
	要注意先	3	2
		要管理先以外	3
	要管理先	—	—
	計	5,832	4,399
貸倒懸念債権	破綻懸念先	—	—
破産更生債権等	実質破綻先	11	15
	破綻先	1	0
	計	12	16
合 計		5,844	4,415

(承継債権管理回収勘定)

(単位:件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	234,994	1,091,800
	要注意先	96,323	376,778
		要管理先以外	18,790
	要管理先	77,533	309,822
	計	331,317	1,468,579
貸倒懸念債権	破綻懸念先	401	2,201
破産更生債権等	実質破綻先	1,328	8,828
	破綻先	2,275	10,793
	計	3,603	19,622
合 計		335,321	1,490,403

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・ 正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・ 要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者の他、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・ 要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・ 要管理先 : 当該債務の債権の全部又は一部が「3 箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」である債務者をいう。
- ・ 破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・ 実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・ 破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先）及び債務者が死亡した場合をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高 130,095 百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は、貸付件数を計上しています。

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

(4) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第5条の2の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成18年4月1日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行って参ります。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

4. 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5. 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 平成23年度末における財政状態について

当機構における法人全体の資産は、約5兆1,531億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約3兆940億円が全体の60.04%を、また、承継債権管理回収勘定の約1兆7,912億円が34.76%を占めております。

その資産の主なものは、固定資産である長期貸付金であり、一般勘定においては約2兆8,188億円を、また、承継債権管理回収勘定で約1兆3,840億円を計上しており、資産全体の54.70%、26.85%をそれぞれ占めております。

一方、負債については一般勘定の約3兆780億円が全体の91.75%を占めています。

<各勘定別の財政状態>

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
資産の部	3,094,035	18,985	62,947	179,975	5,945	1,791,261	—	5,153,151
負債の部	3,078,037	18,985	76,196	179,659	65	1,654	—	3,354,598
純資産の部	15,997	—	△13,248	316	5,880	1,789,606	—	1,798,552
負債純資産合計	3,094,035	18,985	62,947	179,975	5,945	1,791,261	—	5,153,151

(2) 平成23年度における経営成績について

当機構における法人全体の経常収益は、約2,336億円となっています。これを各勘定別に見ますと、共済勘定の約858億円が全体の36.73%を、一般勘定の約620億円が全体の26.54%を、承継債権管理回収勘定の約597億円が全体の25.55%を占めています。

一方、経常費用においては、法人全体で約1,753億円、共済勘定における約839億円が全体の47.86%を、一般勘定の約639億円が全体の36.46%を占めています。

さらに法人単位全体の当期利益は約502億円となっており、主な要因として承継債権管理回収勘定で約566億円の当期利益を計上しているものの、一般勘定において約42億円、保険勘定において約21億円の当期損失が発生したことによるものです。

なお、当機構では機構法第15条及び機構法附則第5条の2第5項に基づき区分経理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、本説明書53～55ページの「発行情報の部 第2事業の状況 1.業績等の概要」をご参照ください。

<各勘定別の経営成績>

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
経常収益	62,004	85,824	22,945	3,093	40	59,704	—	233,613
経常費用	63,950	83,947	21,252	3,058	38	3,143	—	175,389
経常利益又は損失	△1,945	1,877	1,692	35	2	56,560	—	58,223
臨時損失	2,329	6,146	3,843	—	—	—	—	12,319
臨時利益	—	4,268	—	5	0	39	—	4,314
前中期中目標期間繰越積立金取崩額	5	—	—	17	0	—	—	22
当期利益又は損失	△4,270	—	△2,150	58	2	56,600	—	50,241

(3) 平成 23 年度キャッシュ・フロー計算書について

当機構における法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは約 1,110 億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは約 643 億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは約 412 億円の収入となっています。その結果、資金減少額が約 53 億円となり、資金期末残高は約 52 億円となっています。

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	△41,532	△2,995	262	10,865	386	△77,991	—	△111,005
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,516	2,950	△259	△50	△400	78,670	—	64,393
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	52,052	△2	△0	△10,790	△0	△3	—	41,255
IV 資金増加額又は減少額	△5,996	△47	2	24	△14	675	—	△5,355
V 資金期首残高	8,455	395	64	255	143	1,305	—	10,619
VI 資金期末残高	2,458	347	67	280	129	1,981	—	5,264

(4) 平成 23 年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計基準に基づく財務諸表の一つとして作成しております。

行政サービス実施コストでは、国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
I 業務費用	14,134	40,287	△1,584	△39	△2	△56,551	—	△3,755
II 損益外減価償却相当額	35	—	—	1	—	—	—	37
III 損益外除売却差額相当額	0	—	—	—	—	—	—	0
IV 引当外賞与見積額	△10	△0	△0	—	—	—	—	△11
V 引当外退職給付増加見積額	△24	△2	6	△0	△0	0	—	△20
VI 機会費用	108	—	—	—	57	18,617	—	18,782
VII (控除) 法人税等及び国庫納付額	△2,329	—	—	—	—	—	—	△2,329
VIII 行政サービス実施コスト	11,913	40,284	△1,578	△37	55	△37,934	—	12,702

(5) 平成 24 年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

平成 23 年度政策コスト分析結果は下記のとおりであります。

なお、政策コスト分析では、平成 24 年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）についての分析がなされています。分析は、平成 25 年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われています。

区 分	政策コスト	分析期間
一般勘定（福祉医療貸付事業）	304 億円	40 年間

なお、当該分析の詳細につきましては財務省ホームページで公表されております。

○財務省ホームページ

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa240731/17.pdf

(6) 独立行政法人評価委員会における業績評価について

当機構は、通則法第 32 条に基づき、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の業績評価を受けています。

① 平成 23 年度の業務実績の評価結果

以下は、当機構の平成 23 年度の業務実績の評価結果（平成 24 年 8 月 16 日付）を当機構が抜粋したものです。

○平成 23 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET 事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかねばならない。

こうした中で、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を図るため、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、重要事項に対して迅速かつ確かな経営判断を行っている。また、当該会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示するとともに、組織内のイントラネットを通じて、全職員に配信するなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

また、業務の実態を踏まえ、継続的に業務運営体制を見直すとともに、平成 24 年 4 月の組織改正においては、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設するとともに、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減することを決定している。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、被災された社会福祉施設や医療施設等の復旧・復興を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応、被災地における NPO 等の活動を支援するための助成事業の重点化、退職手当共済掛金及び心身障害者扶養保険事業に係る保険料の納付期限の延長、年金担保貸付・労災年金担保貸付並びに承継年金住宅融資における返済猶予や条件緩和など、福祉医療機構の総力を挙げてさまざまな支援を行っている。

特に、WAMNET に被災地の支援団体等の活動内容や被災地が必要とする支援ニーズ等の情報提供を行うとともに、被災者からのあらゆる問い合わせに答えられるよう各事業部門に専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を開設し、特に福祉貸付及び医療貸付においては、年間を通して被災地での個別融資相談会等を積極的に開催するなど、被災者の声に対し、迅速かつきめ細かに相談に応じられるよう被災地の復旧・復興を支援しており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

さらに、平成 23 年度から監査機能の高度化及び効率化を図るため、監査室による検査と平成 17 年度において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）による内部監査を統合したうえで、業務の合規制（旧監査室検査）及び業務の継続的改善（QMS 内部監査）の観点から、全部署に対し内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等、業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。

抽出されたリスクあるいはその他のリスクについては、平成 21 年度中に策定した「リスク対応計画」に基づき適切に対応しており、平成 22 年度のリスク対応計画に基づくリスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。さらに、平成 23 年 2 月に策定した「事業継続計画」（BCP）について、東日本大震災の経験を踏まえ同年 11 月に見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め同計画に基づく訓練を平成 24 年 3 月に実施している。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間を前年度をさらに上回り過去最短となるとともに中期計画の目標値を大きく短縮し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成 19 年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。

これらを踏まえると、平成 23 年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

② 中期目標期間の業務実績の暫定評価結果

当機構の第二期中期目標期間は平成 24 年度が最終年度であり、中期目標期間が終了する法人については前年度までの業務の実績評価(暫定評価)を受けることとなっており、評価委員会の暫定評価を受けています。以下は、当機構の第二期中期目標期間の業務実績の暫定評価結果(平成 24 年 8 月 31 日付)を当機構が抜粋したものです。

○中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、福祉医療機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の貸付けを行うこと」という当機構の設立目的に照らし、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営体制の効率化については、福祉医療機構では、平成 20 年 10 月に地域の福祉と医療の向上を目指し、経営理念である民間活動応援宣言を策定し、その具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を着実に推進していることが認められる。また、国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、継続的に業務運営体制を見直すとともに、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を実施した。さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、福祉医療機構の総力を挙げてさまざまな支援を行うなど、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

平成 17 年度において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)に基づき、効果的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進し、また、内部統制の取組の一環として、リスク対応計画の策定、法令等の遵守に関する規程の制定及びコンプライアンス委員会の設置など、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどガバナンス態勢の強化を図った。

各事業における業務実績を見ると、福祉医療貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

各事業における業務実績を見ると、福祉医療貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

さらに、退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間が過去最短となるとともに中期計画の目標値を大きく短縮し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成 19 年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者から寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、90%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができており、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、福祉医療機構の事務の効率化も図られたことが認められる。

③ 組織・業務全般の見直し当初案

通則法第 35 条に、「中期目標の期間の終了時において、独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるもの」とされており、当機構の第二期中期目標期間は平成 24 年度が最終年度となっているため、厚生労働省が独立行政法人福祉医療機構の組織・業務の見直し当初案を作成し、平成 24 年 8 月 31 日に厚生労働省独立行政法人評価委員会により了承されております。

なお、詳細につきましては厚生労働省独立行政法人評価委員会ホームページで公表されております。

○厚生労働省独立行政法人評価委員会ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002j5dg-att/2r9852000002j5fx.pdf>

また、各評価結果の具体的評価内容等の全文につきましては、当機構ホームページ又は、厚生労働省ホームページで公表されております。

○当機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp/koukai/jisseki/tabid/118/Default.aspx>

○厚生労働省ホームページ

- ・平成 23 年度の業務実績の評価結果について（平成 24 年 8 月 31 日付）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryoi11.html>

- ・中期目標期間の業務実績の最終評価結果について（平成 24 年 8 月 31 日付）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/soukai12-1.html>

- ・独立行政法人福祉医療機構の組織・業務全般の見直し当初案について（平成 24 年 8 月 31 日付）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002j5dg-att/2r9852000002j5fx.pdf>

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成 23 年度は、ホストコンピュータ及びファイルサーバ等の購入など合計で 95 百万円の契約を行っております。

2. 主要な設備の状況

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所・ 宿舎等	東京都 港区他	863	0	2	191	4,649.69	980	2,038

3. 設備の新設・除却等の計画

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、不要資産の国庫返納として東久留米宿舎、小金井宿舎他を国庫納付することとされていますが、国庫納付は平成 24 年度以降実施とされており、具体的な廃止の日は未定です。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
一般勘定※ ¹	5,534	5,534	5,534	5,249	18,836
長寿・子育て・ 障害者基金勘定※ ²	278,710	278,710	278,710	—	—
共済勘定	—	—	—	—	—
保険勘定	—	—	—	—	—
年金担保貸付勘定	—	—	—	—	—
労災年金担保貸付勘定※ ³	5,831	5,831	5,831	5,831	5,831
承継債権管理回収勘定※ ⁴	3,284,095	2,719,386	2,395,221	2,047,097	1,733,006
承継教育資金貸付け あつせん勘定	—	—	—	—	—
合計	3,574,171	3,009,462	2,685,297	2,058,178	1,757,673

※¹ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずべき措置」に基づき、公庫総合運動場については平成 24 年 1 月 30 日付、千里山田宿舎については平成 24 年 3 月 30 日付で独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 1 項の規定に基づく国庫納付（現物納付）を行い、同日付で政府出資金をそれぞれ約 579 百万円及び約 34 百万円減少させております。

なお、平成 23 年度において、東日本大震災に係る復旧・復興支援のため、第 1 次補正予算により平成 23 年 6 月に 100 億円、第 2 次補正予算により平成 23 年 8 月に 40 億円及び第 3 次補正予算により平成 24 年 1 月に 2 億円の政府出資金を受け入れております。

※² 長寿・子育て・障害者基金勘定における政府出資金については、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求すること」との評価結果を受け、平成 23 年 3 月 24 日に長寿・子育て・障害者基金勘定の基金を全額国庫へ返納しております。

※³ 労災年金担保貸付勘定における政府出資金については、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成 14 年法律第 171 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 16 年 4 月 1 日に承継されたものです。

※⁴ 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。また、回収された元金等を国庫に納付することに伴い、政府出資金は独立行政法人福祉医療機構法に基づき減額することとなっております。

なお、平成 23 年度においては、前年度に回収された元金及び積立金の合計 380,919 百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の 314,091 百万円について政府出資金を減少させております。

2. 役員状況（平成24年11月28日現在）

役職名	氏名 理事の担当業務	任 期	略 歴
理事長	なが の ひろし 長 野 洋	自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日	第一生命保険相互会社取締役 日本物産株式会社代表取締役社長
理事	あき うら ゆき お 朝 浦 幸 男 総務企画部、助成事業部	自 平成24年9月11日 至 平成25年9月30日	厚生労働省九州厚生局長
理事	すぎ やま けんたろう 杉 山 健太郎 福祉貸付部、医療貸付部 年金貸付部、大阪支店	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	独立行政法人福祉医療機構大阪支店長
理事	みや ち かおる 宮 地 薫 経理部、顧客業務部 共済部	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	資産管理サービス信託銀行株式会社常務執行役員 独立行政法人福祉医療機構監事
監事	おお た かつ よし 太 田 克 芳	自 平成23年11月1日 至 平成25年10月31日	ちばぎん保証株式会社取締役業務部長
監事 (非常勤)	まる た やす お 丸 田 康 男	自 平成24年1月1日 至 平成25年12月31日	プルデンシャル・インベストメント・ マネジメント・ジャパン株式会社内部監査部長

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、この他年金制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的として設立された独立行政法人であります。厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っています。

厚生労働省には、当機構の業務実績に関する評価を行うため、独立行政法人評価委員会が設置されています。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、本説明書 13～14 ページの「発行者情報の部 第1 発行者の概況 3. 事業の内容(5) 日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

① 役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される役員会や経営企画会議において、業務運営の基本方針等に関する審議や経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行います。

② 監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行います。監事は監査報告書を理事長に提出し、監査の結果、是正又は改善が必要であると判断したときは、理事長に対してその旨を意見することができます。また、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を提出することができます。

③ 内部監査

理事長は、当機構の業務運営が規程等を遵守し、適正かつ効率的になされているかについて、職員に命じ内部監査を行うことができます。

④ 会計監査人による監査

当機構は、通則法第38条第2項及び第39条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めています。

(3) 今後の課題

平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において示された講ずべき措置の具体的内容を踏まえ、高度なガバナンスの仕組みを検討するなど、更なる業務運営体制の強化に努めることとしております。詳細につきましては、本説明書51ページの「発行者情報の部 第1 発行者の概況 3. 事業の内容(12) 独立行政法人の見直し⑤」及び同「⑥」をご参照ください。